

酒類の取引状況等実態調査実施状況

平成 21 事務年度分（平成 21 年 7 月～平成 22 年 6 月）

1 平成 21 事務年度の実施状況等

(1) 調査場数等

	一般調査	フォローアップ調査	合 計	報告件数
調査場数	2, 9 6 2 場	2 9 7 場	3, 2 5 9 場	6 1 件

（注）「報告件数」は、独占禁止法第45条第1項に基づき、公正取引委員会へ報告を行った件数である。

(2) 一般調査の状況

調査対象者の業態等	調査場数	「指針のルール1～4」に則していない取引が認められた場数	「ルール1」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの		「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 リベート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの
			総販売原価を下回る価格での販売が認められたもの	仕入価格（製造原価）を下回る価格での販売が認められたもの			
小売業者	2, 597 場	2, 572 場	2, 572 場	803 場	4 場	0 場	5 場
卸売業者	244 場	239 場	237 場	103 場	91 場	3 場	74 場
製造業者	121 場	112 場	82 場	45 場	83 場	3 場	94 場
合 計	2, 962 場	2, 923 場	2, 891 場	951 場	178 場	6 場	173 場

（注1） 調査した取引の中に、1取引でも総販売原価を下回る価格での販売等が認められた場合について1場と数えている。

（注2） 複数の「指針のルール」に則していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1場として数えているため、「『指針のルール1～4』に則していない取引が認められた場数」と各項目の合計は一致しない。

（注3） 総販売原価とは、仕入価格（製造原価）に販売費・一般管理費等を加えたものをいう。

(3) フォローアップ調査の状況

調査対象者の業態等	調査（確認）場数	指摘事項の全てが改善されたもの	指摘事項の一部が改善されたもの	指摘事項に改善が見られなかったもの
小売業者	1 6 1 場	1 場	1 4 9 場	1 1 場
卸売業者	7 0 場	3 場	5 7 場	1 0 場
製造業者	6 6 場	1 4 場	5 0 場	2 場
合 計	2 9 7 場	1 8 場	2 5 6 場	2 3 場

2 一般調査実施場数の推移

